

2025 年 5 月 19 日

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

無担保ローンの規定・保証委託約款改定のお知らせ

当行では、無担保ローンの規定・保証委託約款を下記の通り改定する予定です。
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

2025 年 6 月 2 日（月）

2. 主な改定内容及び対象の規定等

ペーパーレス化・印鑑レス化等の観点から、届出事項変更時の手続きを当行所定の方法により行うよう改定いたします。

主な改定点（変更箇所のみ抜粋したものです）

○ローン規定

【対象商品：マイカーローン等】

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
第 13 条（届出事項） 1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に <u>所定の方法</u> で届出るものとします。 2. （現行通り）	第 13 条（届出事項） 1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に <u>書面</u> で届出るものとします。 2. （現行通り）

○ローン規定

【対象商品：教育ローン（当座貸越・証書貸付併用方式）】

改定後	改定前
第 14 条（届け出事項の変更） 1. 氏名、住所、職業（勤務先）、印鑑、電話番号その他届け出事項に変更があったときは、直ちに <u>所定の方法</u> で届出をします。この届け出の前に生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。 2. （現行通り）	第 14 条（届け出事項の変更） 1. 氏名、住所、職業（勤務先）、印鑑、電話番号その他届け出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面によって</u> 届出をします。この届け出の前に生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。 2. （現行通り）

○ちばぎんカードローン契約

【対象商品：マイワレット・プレミアクラス等】

改定後	改定前
(届け出事項の変更) 第 14 条 1. 氏名、住所、職業（勤務先）、印鑑、電話番号 その他届け出事項に変更があったときは、直ちに<u>所定の方法</u>で届け出をします。 この届け出の前に生じた損害は私の負担とし 銀行にはなんらの請求をしません。 2. (現行通り)	(届け出事項の変更) 第 14 条 1. 氏名、住所、職業（勤務先）、印鑑、電話番号 その他届け出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>届け出をします。 この届け出の前に生じた損害は私の負担とし 銀行にはなんらの請求をしません。 2. (現行通り)

○保証委託約款

【対象商品：マイカーローン等】

改定後	改定前
第 6 条（調査、報告） 1. 私および連帯保証人の氏名、住所、居所、職業 （勤務先）、商号等の事項について変更が生 じ、その他求償権の行使に影響のある事態が発 生したときは、私は直ちに<u>所定の方法</u>で通知 し、保証会社の指示に従います。 2～4. (現行通り)	第 6 条（調査、報告） 1. 私および連帯保証人の氏名、住所、居所、職業 （勤務先）、商号等の事項について変更が生 じ、その他求償権の行使に影響のある事態が発 生したときは、私は直ちに<u>書面によって</u>通知 し、保証会社の指示に従います。 2～4. (現行通り)

以 上